

刈谷市アライグマ防除実施計画書

令和3年4月

目 次

1. 計画策定の背景と目的	1
2. 特定外来生物の種類	1
3. 防除を行う区域	1
4. 防除を行う期間	1
5. 現状	1
(1) 生息状況	1
(2) 被害の状況	1
6. 防除の目標	2
7. 防除の方法	2
(1) 捕獲及び処分	2
(2) 捕獲の記録及び報告	4
(3) モニタリング	4
(4) 普及啓発	4
◆資 料	
様式1：刈谷市アライグマ防除実施計画に基づく捕獲等届出書・捕獲 従事者証交付申請書捕獲従事者台帳	5
様式2：捕獲従事者台帳	6
様式3：捕獲従事者証	7
様式4：アライグマ捕獲記録票	8
別 添：防除実施区域図	9

1. 計画策定の背景と目的

刈谷市では、平成30年からアライグマによる家屋侵入が顕在化し、野生化したアライグマの生息分布が急速に拡大していることがうかがえます。

これに伴い、家屋侵入の糞尿等による生活環境被害や生態系への被害の発生や増加が懸念されます。

アライグマとその被害を増やさないためには、早期の分布状況の把握、適切な防除計画の立案、アライグマ問題の普及・啓発、市民との協働による予防・防除の実施、近隣市町村・県・国との連携などを実施することが必要です。

本計画は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。）に基づき適切かつ効果的にアライグマの防除を行うことを目的として策定しました。

2. 特定外来生物の種類

アライグマ（学名：*Procyon lotor*）

カニクイアライグマ（学名：*Procyon cancrivorus*）

3. 防除を行う区域

刈谷市全域（別添区域図参照）

4. 防除を行う期間

防除の確認の日から令和13年3月31日まで

（外来生物法に基づく防除の告示において定められた期間）

5. 現状

（1）生息状況

平成30年からアライグマの目撃情報及び敷地への侵入が確認されており、当市での生息域も拡大しているものと思われます。

令和2年度に特定外来生物の防除の確認を受け捕獲に努め、令和3年1月末現在、合計11頭のアライグマが捕獲されています。

（2）被害の状況

スイカやトウモロコシ等の農作物を荒らされる被害のほか、金魚が襲われる等の被害、屋根裏への侵入等の被害が確認されています。

6. 防除の目標

アライグマの個体数・生息域が拡大しつつあると考えられるため、地域から完全に排除することを長期的な目標とし、被害の低減及び生息域の拡大を防止し、定着の阻止を図ります。

7. 防除の方法

(1) 捕獲及び処分

① 捕獲重点地域の設定

防除に当たって、地域ごとに被害状況の調査を行い、重点的に捕獲を行う地域や監視体制を強化します。

② 捕獲方法

アライグマの生息環境、錯誤捕獲の防止、捕獲効率、捕獲事例、捕獲体制等を勘案し、原則として箱わなによる捕獲とします。

③ 捕獲体制

ア 捕獲従事者

捕獲従事者は、原則として、使用する猟具に応じた狩猟免許を有する者または研究者とする。

ただし、狩猟免許を有しない者であっても、刈谷市から捕獲実施方法と安全性確保に関する適切な知識及び技術についての説明を受けた者については、捕獲に従事できることとする。

(参考) 捕獲行為とは

捕獲行為とは、わな猟の場合、捕獲ができるようにわなを設置することをいい、単に見回りや餌の交換を行うことは、捕獲行為には当たらない。

イ 捕獲従事者の登録

捕獲に従事しようとする者は、「刈谷市アライグマ防除実施計画書に基づく捕獲等届出書・捕獲従事者証交付申請書（様式第1号）」をあらかじめ提出する。市は届出内容が防除実施計画に基づく防除と認められると判断した場合は、捕獲従事者台帳（様式第2号）に登録し、従事者証（様式第3号）を交付するとともに、従事者に捕獲等の留意事項を説明する。従事者は捕獲を実施する際には、捕獲従事者証を携行するものとする。

④ 捕獲に係る留意事項

ア 事故の発生防止

- ・事故防止に万全の対策を講じ、事前に地域住民への周知を図る。また、各
わなに、本計画に基づく捕獲である旨と、実施者の連絡先を表示する。
- ・わなを設置した場所の周辺で子供が遊ぶことが無いかなど、周辺への安全
確保を徹底する。また、事故防止の観点から、必要に応じてわなの設置を夜
間に限定するなど地域の実情に応じた対策を講じる。
- ・アライグマは、寄生虫や感染症、その他病原菌を保有している可能性があ
るため、捕獲した個体の取り扱いに当たっては、革手袋を使用し、接触や糞
の始末の後には、充分手洗いなどを行うようにする。また、捕獲の際に負傷し
た場合には、傷口を消毒し、必要に応じて医療機関の診察を受けるなど適切
な措置を講じることとする。
- ・使用後の箱わなは、洗浄や消毒等を行い、感染症等を防止する。

イ 錯誤捕獲の防止

- ・目撃情報や被害情報の分析、足跡、糞、食痕等の確認や侵入経路の把握等
により、わなの適切な設置場所、設置期間を判断する。
- ・夜間に捕獲されることが多いため、設置後は、原則として朝を中心に1日
1回以上見廻りを行う。なお、錯誤捕獲が確認された場合は、速やかに放獣
する。

ウ 防除区域及び期間の配慮

- ・他の野生鳥獣の繁殖の支障がある期間及び区域は避けることとする。
- ・鳥獣保護法第2条第9項に規定する狩猟期間中及びその前後における捕獲
にあたっては、同法第55条第1項に規定する登録に基づき行う狩猟または
狩猟期間の延長と誤認されることの無いよう実施することとする。

⑤ 捕獲個体の処分

ア 処分方法

- ・捕獲したアライグマは、市または捕獲従事者が市の定める場所に箱わなに
入れたまま運搬し、原則としてできる限り苦痛を与えない適切な方法により
殺処分することとする。

イ 処分の例外

- ・捕獲したアライグマについて、学術研究、展示、教育その他公益上の必要
性があると認められる目的で譲り受ける旨の求めがあった場合は、外来生物
法第5条第1項に基づく飼養等の許可を得ている者に譲り渡すことができ
る。

⑥ 殺処分後の個体処理

・捕獲したアライグマについて、市は殺処分後に体重の計測、雌雄などの判定を行い、捕獲従事者が捕獲場所、日時等を記録した捕獲記録票（様式第4号）に追記し、モニタリングに必要なデータに供した後、焼却施設へ運搬し適切に処理します。

（2）捕獲の記録及び報告

・捕獲従事者は設置したわな1基ごとに1枚の捕獲記録票（様式第4号）を作成し、本市環境推進課に提出します。環境推進課は、当該捕獲記録票を取りまとめ、必要に応じて西三河県民事務所環境保全課に提出します。

（3）モニタリング

- ① 市は、住民等からの目撃・被害情報の集計、捕獲実績などにより、生息状況、被害状況、捕獲状況を適切にモニタリングし、捕獲の進捗状況を点検するとともに、その結果を今後の捕獲実施に適切に反映するよう努める。
- ② 捕獲したアライグマは、研究機関等からの要請があれば、できる限り捕獲個体調査、感染症調査等のために提供し、科学的知見の蓄積に役立てるものとする。

（4）普及啓発

・防除の目的や防除内容を地域住民に知らせるため広報誌やホームページへの掲載を行うなど、普及啓発に努めるとともに、目撃等の幅広い情報提供を求めるものとします。

刈谷市アライグマ防除実施計画に基づく捕獲等届出書
捕獲従事者証交付申請書

令和 年 月 日

刈谷市長 殿

郵便番号 ー
住 所
氏 名
電話番号

刈谷市アライグマ防除実施計画に基づき、アライグマの捕獲等を行うので次のとおり届け出ます。

番号	※				
捕獲等をしようとする目的 (いずれかにチェック(レ)を付ける)	<input type="checkbox"/> 計画的防除 <input type="checkbox"/> 生活被害防除 <input type="checkbox"/> その他()				
捕獲等をしようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで				
捕獲等をしようとする区域・場所 (いずれかにチェック(レ)を付ける)	<input type="checkbox"/> 住宅敷地内(住所:) <input type="checkbox"/> その他()				
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第1項第7号に掲げる場所 (いずれかにチェック(レ)を付ける)	<input type="checkbox"/> 鳥獣保護区 <input type="checkbox"/> 休猟区 <input type="checkbox"/> 公道 <input type="checkbox"/> 特別保護地区 <input type="checkbox"/> 公共空地等 <input type="checkbox"/> 原生自然環境保全地域 <input type="checkbox"/> 社寺境内 <input type="checkbox"/> 墓地 <input type="checkbox"/> 特定猟具使用禁止区域 <input type="checkbox"/> 特定猟具使用制限区域				
捕獲の方法	箱わな				
捕獲後の処置・処分					
捕獲等実施者					
氏名	住所	生年月日	わな猟免許登録状況		
			番号	交付年月日	交付機関
生息状況					
被害時期					
被害内容					

- 備考 1 ※印の欄には記入しないでください。
2 記入欄が不足する場合は、別に記入した書類を添付してください。
3 「捕獲等をしようとする目的」、「捕獲等をしようとする区域・場所」の「その他」にチェック(レ)を付けるを付けた場合は、括弧内に具体的な目的または区域・場所を記入してください。

刈谷市アライグマ防除実施計画に基づく捕獲従事者台帳

従事者 証番号	実施期間	捕獲を行う場所	捕獲従事者		わな猟免許登録状況			備 考
			(ふりがな) 氏名	住所	番号	交付年月日	交付機関	
	～	刈谷市						
	～	刈谷市						
	～	刈谷市						
	～	刈谷市						
	～	刈谷市						
	～	刈谷市						
	～	刈谷市						
	～	刈谷市						
	～	刈谷市						

第 号

刈谷市アライグマ防除実施計画に基づく
捕獲従事者証

刈谷市長

稲垣 武 印

住 所	刈谷市
氏 名	
生年月日	
目 的	
捕獲区域	刈谷市
登 録 日	年 月 日
捕獲方法	箱わなによる捕獲
備 考	

注意事項

- ・ 捕獲従事者証は、アライグマの捕獲に際しては必ず携帯しなければならない、かつ、他人に使用させてはならない。
- ・ アライグマの捕獲結果は、アライグマ捕獲記録票（様式 4）に記載し、捕獲期間終了後 30 日以内に市長に報告をしなければならない。

アライグマ防除計画に基づく捕獲記録票 (わな1基ごとに1枚作成)

捕獲場所	わな設置期間	捕獲頭数 (頭)	個体別情報			備 考
			捕獲年月日	性別	体重 (Kg)	
刈谷市	設置日		令和 年 月 日	オス・メス・不明		
	令和 年 月 日		令和 年 月 日	オス・メス・不明		
	回収日		令和 年 月 日	オス・メス・不明		
	令和 年 月 日		令和 年 月 日	オス・メス・不明		

誤捕獲情報

種類	年月日	特記事項
	令和 年 月 日	
	令和 年 月 日	
	令和 年 月 日	

その他

--